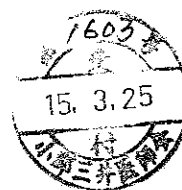




福岡県医第2273号(保)

平成15年 3月24日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 関 原 敬次郎



健康保険法等の一部改正（平成15年4月実施分）について

標記の件につきましては、平成14年9月10日開催の各医師会保険担当理事者会においてご説明申し上げておりましたが、下記項目について本年4月より改正が行なわれる予定になっていきますので、再度、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 3割負担につきましては、現在、日本医師会並びに各都道府県医師会において凍結を求めるよう各方面に働きかけを行なっています。
- 2) 詳細につきましては、健康保険法等関係については、昨年9月に日本医師会より配布されました日医作成「健康保険法等の改正関係資料（平成14年10月1日／平成15年4月1日実施）」、診療報酬関係については、医科診療報酬点数表の解釈（平成14年度版）、日医作成「改定診療報酬点数表参考資料（平成14年4月1日実施）」をご参照願います。

記

※健康保険法等の一部改正

1. 健康保険、船員保険、各共済組合、国民健康保険、退職者医療制度における3歳～69歳の本人・家族の一部負担金が入院・外来とも3割に統一。
2. 69歳以下の薬剤一部負担金の廃止。
3. 任意継続被保険者期間を最大2年で統一。（55歳以上退職の特例廃止）
4. 資格喪失後の継続療養が原則廃止。
5. 被用者保険において、賞与からも月給与と同様に保険料を徴収する「総報酬制」の導入。
6. 総報酬制のもとで政管健保の保険料率が85/1000～82/1000に改定。

※診療報酬関係

1. 療養病棟入院基本料3～7、及び老人療養病棟入院基本料3～7の廃止。ただし、平成14年3月31日において算定していた医療機関のみ平成15年8月31日まで算定できる。
2. 特定集中治療室管理料について、重症患者等が9割未満の場合95%で算定。
3. 180日を超える入院の特定療養費
平成15年4月1日～16年3月31日＝90%（現在95%）
なお、平成16年4月1日以降は、85%